

【重要】事務局 業務日変更（月～金 週5日）、時間短縮継続のお知らせ

新型コロナウイルス感染予防の観点から4月1日(水)より東京都 医療社会
事業協会事務局の業務日・業務時間を短縮することといたしました
このたび、東京都では6月1日よりステップ2に変更となりましたので、業務
日を通常に戻し、月曜日～金曜日（月・火・水・木・金）とします。
ただ、まだまだ感染が終息していませんので、業務時間の短縮は継続し、11
時～15時 といたします
皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしく願いいたし
ます。